諮問庁:検事総長

諮問日:平成29年8月18日(平成29年(行情)諮問第332号)

答申日:平成30年3月28日(平成29年度(行情)答申第541号)

事件名:「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基

本書式例の特例として用いられる書式について」の一部開示決定に

関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書 4 (以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月1日付け最高検企第1 11号により検事総長(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行っ た一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料については省略する。

(1)審査請求書

ア 審査請求に至る経緯

- (ア)審査請求人は処分庁に対し、法4条1項に基づき、平成29年2月27日付け(最高検察庁、平成29年2月28日受付(受付第28号))行政文書の開示請求で「交通事故が発生し事故の見分の後、警察官が交通事故の当事者へ(特に説明もなく)署名押印を求めるA4サイズの文書で、特定年月日Aと特定年月日Bを含む日が該当する文書。」の開示の請求を行った。
- (イ)審査請求人は前記アの後に、最高検察庁の特定職員Aと電話で審査請求人が求めている文書を詳しく説明し、審査請求人が請求している文書に該当する文書の説明を受け、「最高検察庁が警察官宛てに発出した、交通事故の際に使用する調書の様式が含まれる特例書式と簡約特例書式に関する行政文書(特定年月日A時点のもの、特定年月日B時点のもの)への補正へ合意し、不足している印紙の説明を受けて不足を補った。

- (ウ)審査請求人は平成29年3月31日に平成29年3月29日付け 最高検企第89号を受け取り、開示決定等の期限の延長(開示請求 のあった日から60日(平成29年5月2日(火)まで))を知っ た。そして、平成29年5月1日付けの最高検企第111号を平成 29年5月3日に確認し(審査請求に係る処分があったことを知っ た年月日)別紙1の1項、2項のように記載してあったため、平成 14年11月26日付け最高企第270号次長検事依命通達「自動 車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書 式例の特例として用いられる書式について」の一部の情報が、公に することにより、犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と 秩序の維持」に支障を及ぼす恐れがある情報(法5条4号)に該当 するために不開示されることを知った(甲1の1)。
- (エ) その後、行政文書の開示の実施方法申し出書を最高検察庁へ郵送 し、審査請求人は最高検察庁から開示された文書を受け取り、平成 14年11月26日付け最高検企第270号により次長検事Bが検 事長殿、検事正殿に宛てた、「自動車等による業務上過失傷害事件 に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書 式について(依命通達)」中の、不開示とされた部分を知り、その 不開示とされた部分は、公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の 維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがある 情報に該当しないのではないだろうか。と疑問を持った。
- (オ)前記(エ)から平成29年5月1日付け最高検企第111号に別紙1の%以下のとおり教示があり、審査請求を行うこととした次第である(甲1の1から甲1の2)。

イ 不開示された部分の違法性

- (ア)審査請求人が行った行政文書は、公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報(法5条4号)に該当はしない。それは以下の理由からである。
 - a 処分庁が不開示とした部分と同じ文書,若しくは,同等の内容と思われる文書(平成26年5月14日付け警察庁丙交指発第37号,丙刑企発第68号と思われる。)がインターネット上で公開されている(甲2の1から甲2の3)。これは,審査請求人以外の者が文書を入手してインターネットを介して公表している文書であり,過去に開示されていると思料できる。
 - b 審査請求人に不開示とし、その他の者へ公開した文書であるなら、諮問庁が審査請求人に対し不開示とした部分については、公平性についても疑える。

- (イ)前記(ア)から、日本国憲法21条1ないし2項に違反しているようにも思料できる。
- (ウ) 警察庁へ「警察庁交通局長と警察庁刑事局長が、各地方機関の長と各都道府県警察の長に宛てた平成26年5月14日付け、警察庁丙交指発第37号、丙刑企発第68号の頭書き、「過失運転致傷事件に係る簡約特例書式について。」を平成29年5月25日付けで行政文書の情報開示を行った結果、過失運転致死傷等事件に係る簡約特例書式について(平成26年5月14日付け警察庁丙交指発第37号、丙刑企発第68号)が不開示とした部分とその理由については、「なし」という回答が来た(甲4)。
- ウ 不開示された部分の内容
- (ア)部分的に不開示とされたのは、平成14年11月26日付け最高 企第270号で各地方検察庁の検事長殿、検事正殿に宛てた、「自 動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本 書式例の特例として用いられる書式について(依命通達)」の 「記」以下に記載の「第2簡約特例書式の適用範囲について」の数 か所である(甲3の1から甲3の3)。開示された文書中の不開示 された部分にaから」を後記のa以下のように割り振る。
 - a 「道路交通法第2条所定の車両又は路面電車(以下「自動車 等」という。)による業務上過失傷害事件のうち,a及びこれに 関連する道路交通法違反事件に適用する。

ただし、次に掲げる事由のいずれかに該当する事件は除くこと とする。

- 1 外国人(日本語を理解する者を除く。)が被疑者である事件
- 2 告訴又は告発に係る事件
- 3 被疑者を逮捕した事件
- 4 証拠品を押収した事件
- 5 事実の重要な部分について、被疑者が否認し、又は被疑者の 供述と相被疑者若しくは被害者その他の参考人の供述が食い違 う事件
- 6 b
- 7 c
- 8 d
- 9 e
- 10 f
- 11 g
- 12 社会の注目を引くなど事案の性質上本書式になじまない事件

13 h

ただし、i はこの限りではない。

- 14 jのうち、次のいずれかに該当するもの
 - (1)次に掲げる違反のいずれかが事故原因となり、又はこれ を伴う事件(当該違反が事故と無関係であることが明白な 場合を除く。)

k

(2) 1

(イ) 前記(ア) で割り振った a から I に当てはまる文章を, 後記の a 以下に記す。

a a (略) (甲2の1)

b (略) (甲2の2)

c (略) (甲2の2)

d (略) (甲2の2)

e (略) (甲2の2)

f (略) (甲2の2)

g (略) (甲2の2)

h (略) (甲2の2)

i (略) (甲2の2)

J (略) (甲2の2)

k (略) (甲2の2)

l (略) (甲2の2から甲2の3)

エ 全部開示した場合

前記ウの(ア)と(イ)を合わせると後記の(ア)以下になる。これは、全部開示した場合と同じ若しくは、同等の内容になると思料する。

(ア)「道路交通法第2条所定の車両又は路面電車(以下「自動車等」 という。)による業務上過失傷害事件のうち, (略)及びこれに関 連する道路交通法違反事件に適用する

ただし、次に掲げる事由のいずれかに該当する事件は除くことと する。

- 1 外国人(日本語を理解する者を除く。)が被疑者である事件
- 2 告訴又は告発に係る事件
- 3 被疑者を逮捕した事件
- 4 証拠品を押収した事件
- 5 事実の重要な部分について、被疑者が否認し、又は被疑者 の供述と相被疑者若しくは被害者その他の参考人の供述が食い 違う事件

- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)
- 10 (略)
- 11 (略)
- 12 (略)
- 13 (略) ただし、(略) はこの限りではない。
- 14 (略)のうち次のいずれかに該当するもの
 - (1)次に掲げる違反のいずれかが事故原因となり、又はこれ を伴う事件(当該違反が事故と無関係であることが明白 な場合を除く。)

(略)

- (2) (略) (甲3の1から甲3の3)
- オ 司法警察職員捜査書類例の特例として用いられる書式の改正

平成14年11月26日付け最高企第270号より後の年にも司法 警察職員捜査書類例の特例として用いられる書式の改正が行われて いるが原処分の審査請求に係る不開示とされた部分は、簡約特例書 式の適用範囲に関するものなので、影響を与えるものではない。

カ 原処分で開示された行政文書

審査請求人は特定年月日A午前○時ころと特定年月日B午前○時ころに交通事故の被害に遭った(医師の診断書に記載の加療見込み期間は、(略)。)が、その交通事故で警察官へ事情を説明し、警察官より書名押印を求められた文書の様式は、最高検企第111号で開示された行政文書に含まれていない様式であった。また、「加療期間に変化が生じたときなどに警察署に連絡する。」など警察官から伝えられなかったことを付言する。

(2) 意見書

- ア 諮問庁の理由説明書(下記第3。以下同じ。)への抗弁
 - (ア) 不開示された部分と同じ内容と思われる後述(ア) ({ } 内は 不開示された情報。) の情報について
 - a 処分庁が不開示とした部分と同等の内容と思われる情報が、警察庁、都道府県警察や公開し、弁護士事務所などがインターネット上にて公開している文書から推測し下記の(a)でもう一度述べる。これは、全部開示した場合と同じ、若しくは同等の内容になると思われる。
 - (a) 「道路交通法第2条所定の車両又は路面電車(以下「自動車等」という。)による業務上過失傷害事件のうち、 {(略)}

及びこれに関連する道路交通法違反事件に適用する。

ただし、次に掲げる事由のいずれかに該当する事件は除くこ ととする。

- 1 外国人(日本語を理解する者を除く。)が被疑者である事 件
- 2 告訴文は告発に係る事件
- 3 被疑者を逮捕した事件
- 4 証拠品を押収した事件
- 5 事実の重要な部分について、被疑者が否認し、又は被疑者 の供述と相被疑者若しくは被害者その他の重要参考人の供述 が食い違う事件
- 6 {(略)}
- 7 {(略)}
- 8 {(略)}
- 9 {(略)}
- 10 {(略)}
- 11 {(略)}
- 12 社会の注目を引くなど事案の性質上本書式になじまない 事件
- 13 {(略)}

ただし,{(略)}はこの限りではない。

- 14 {(略)}のうち次のいずれかに該当するもの
 - (1)次に掲げる違反のいずれかが事故原因となり、又はこれを伴う事件

(当該違反が事故と無関係であることが明白な場合を除 く。)

{(略)}

(2) {(略)}

(イ) 諮問庁が理由説明書で述べている第2,2項(下記第3の2 (2))の不開示情報該当性について

諮問庁は、「本件対象文書は、簡約特例書式及び当該書式の具体 的な適用基準について記載されている文書である。

当該書式は、司法警察職員の作成する捜査書類において、標準となる書式の特例として用いられる書式を更に簡約化した書式として 定めたものであり、自動車事故による過失運転致傷事件等のうち、 刑の免除が相当であるような軽微な事件に適用される書式である。

よって、その具体的な適用基準が明らかになると、特定の事件について、当該書式が適用される事件に該当するか否かを判断できる

ようになり、その結果、当該事件の処分において刑の免除がなされるか否かという予想が容易に可能となると考えられる。

この点、本件対象文書の不開示とした部分は、事件の処分基準と して公にされているものではなく、また、一般的に予想し得るもの であるともいえないことから、公にすることにより、特定の事件に ついて、どのような場合に簡約特例書式が適用されるのかという実 質的な処理基準が明らかになり、当核書式が適用される範囲内の事 件であれば軽い処分に当たるとの判断から、被疑者において、同乗 者や目撃者に対して、事故に有利となるよう虚偽の申告をするよう 求めるといった不当な働きかけをするおそれがあるほか、被害者に おいても、自己が被害に遭った事件が適用される事件として処理さ れることを理由として、捜査への協力拒否を引き起こすなどのおそ れがあり、犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の 維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当し、不開 示とするべきである。」と述べているが、警察庁により、不開示と した部分に記載されていると同等の内容を記載した「平成26年5 月11日付けの各地方機関の長、各都道府県警察の長殿に宛てた警 察庁丙交指発第37号, 丙刑企第68号」の通達を公にしていると いうことは、警察庁が刑の免除が相当であるような軽微な事件に適 用される書式の適用基準を明らかにし,特定の事件について,当該 書式が適用される事件に該当するか否かを判断できるよう公にし、 その結果、当該事件の処分において刑の免除がなされるか否かとい う予想が容易に可能となるようにしているとも思料できる。しかし ながら交通事故事件の初期捜査は、都道府県警察の司法警察職員な どが行うもので検察庁の職員が行うものではないと思料できること から,初期捜査を行う各都道府県警察の判断は,諮問庁の述べてい る上記の理由に該当しない。また、諮問庁が「本件対象文書の不開 示とした部分は、事件の処分基準として公にされているものではな く、また、一般的に予想し得るものであるともいえないことから、 公にすることにより、特定の事件について、どのような場合に簡約 特例書式が適用されるのかという実質的な処理基準が明らかになり、 当該書式が適用される範囲内の事件であれば軽い処分に当たるとの 判断から、被疑者において、同乗者や目撃者に対して、事故に有利 となるよう虚偽の申告をするよう求めるといった不当な働きかけを するおそれがあるほか、被害者においても、自己が被害に遭った事 件が適用される事件として処理されることを理由として、捜査への 協力拒否を引き起こすなどのおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の維 持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」と判

断していることに対し、初期捜査を行う都道府県警察などは、そのようなおそれはないと判断しているようであるから公にしているのであると容易に思料できる。

- (ウ)理由説明書の3項(下記第3の2(3))について
 - a 諮問庁は、「この点、インターネット上で審査請求人の言う文書が閲覧できることのみをもって本件対象事件の情報が公になっているとはいえず、」中の「インターネット上」だけではなく、本件対象事件の情報の写しの交付がされている文書であり、「閲覧できることのみ」と述べているが、写しを交付されたものを写し、それを誰もが所持できる状態であり、審査請求人が請求を行う以前からそのような社会情勢であると思料できる。
 - 「当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情によって、開示請求があった都度、判断すべきものであるため、」と述べているが、検察庁のホームページの「検察庁〉検察庁について〉検察庁の業務」のページには、「検察は、国家社会の治安維持に生ずることを目的とし、検察権の行使に当たって、常に不偏不党・厳正公平を旨とし、また、事件処理の過程においるが、原処分でで、は、「常に不偏不党・「「厳正公平」」を旨とし」ているのであれば、「行政文書の開示又は不開示決定は、各行政機関が、開示決定等の時点における社会情勢、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情によって、開示請求があった都度、判断するべきもの」、特に「開示請求があった都度、判断するべきもの」、特に「開示請求があった都度、判断するべきもの」、特に「開示請求があった都度、判断するべきもの」、特に「開示請求があった都度、判断するべきものよいない限りは該当しないと思われる。また、下記で述べる第3、6項(下記イ(カ))の出来事をも正さる理由とも思われる。

また、「さてその不偏不党とは口でこそ言え、口に言いながら 心に偏する所があって、〈福沢諭吉・福翁自伝〉」ということ もあるようで。

- イ 審査請求人が体験した出来事で記憶に基づきながらだが、本件事件とのかかわりが薄いとは思われるが、不開示とした部分とのかかわりが全くないとも思料できないので、一応それを述べる。
- (ア)特定年月日A午前○時ころ、後ろから追突される交通事故の被害 に遭う。相手方が後ろから追突してきた追突事放であった。
- (イ) 相手方が携帯電話を持っていないから110番通報して下さいと 頼まれ110番通報する。
- (ウ) 病院で受診をすることを警察官に伝える。同日事故の見分を行う。
- (エ) 同日見分終了後、パトカー内で警察官と二人きりになり、警察官

から相手の自動車の速度を尋ねられ、私は、後ろからの追突なので分からない旨を主張したが、「だいたいでいいから。」「処理が終わらない。」など警察官は言い、警察官が用意していたA4サイズの用紙に自動車の速度のみを記入させられ、署名押印(印鑑を所持していなかったため指による指印。)を審査請求人へ求めた。

(その後,「自分のスピードだってスピードメーターを見ながら運転しているわけではないから分からないのに,なぜあのような事を尋ねられたのか。」と不思議に思った事がよく記憶に残っている。)

(オ) 私はこのことに対し、何故あのようなことを警察官が行ったのか気になっていたため、特定県警察本部に対し個人情報の開示請求を行った。その時、上記(エ)で述べた文書は供述調書である説明を受け、供述調書であることを知り、供述調書とはどのようなものかインターネットなどを使用し調べた。

供述調書がどのようなものかを知った結果、とてつもなく恐ろしくなった。

(カ) その後、特定県警察本部へ犯罪受理簿を請求した結果、事故の相 手方には「被疑者(第一当事者)」審査請求人には「被 者(第二 当事者)」と記載され、被害者とは記載されていなかった(相手方 の電話番号は黒塗りにされていた)。下記で述べる(キ)の交通事 故の犯罪事件受理簿の写しの交付も請求したが、その犯罪事件受理 簿の相手方の欄には「「被疑者」(「第一」当事者)」の「被疑 者」、「第一」が黒塗りにされ、審査請求人の「被 者(「第二」 当事者)」も「第二」の部分が黒塗りにされ不開示だった。その数 カ月後に、同じように最新の状態の犯罪事件受理簿の開示を請求し たら、前に述べたような明らかに不自然な黒塗りはされていなかっ た。

(条例などの改正でもあったのか、それとも審査請求人は試されていたのであろうか。)

- (キ)特定年月日B午前○時ころにも、交通事故の被害に遭った。 駐車場から目の前の道路を右折しようと、目の前の道路を右から 左へ走行する自動車が通り過ぎるのを停止して待っていた時に、後 ろから衝突された交通事故だった。
- (ク)後日に上記(キ)で述べた交通事故を警察へ届け、見分日時を警察官と打ち合わせを行い、見分を行った同日、パトカー内で警察官と二人きりになり、調書を作成すると言われ警察官が作成したA4サイズの文書に署名押印を求められた。その時、明らかに上記(エ)の時とは様式が違う事に気が付き、作成された内容も相手方

- の氏名を誤って記載がありそれを指摘し一部訂正させ、同用紙の自動車の衝突時の図を記載するところへ3種類の自動車の衝突時の図が記載されたまま、2種類の衝突時の図は2本線などで消されず、警察官から職業を尋ねられ、従業員と回答したら左上の欄外に従と書いて警察官が思いとどまり回答した従業員の業員を記載しなかっため、署名押印を求められたときに拒否すれば、なぜ従業員を記載しないのか。なぜ目の前で自動車の衝突時の3種類の図のうち2種類を削除せずにそのまま残すのか。なぜ相手方の氏名を誤って書いたのかなど不思議に思いながら署名押印に応じた。また、この文書には審査請求人や相手方の自動車の速度に関しては、記載が無かったように思われる。
- (ケ)検察庁へ上記(エ)と(ク)の2件の交通事故に対し閲覧や謄写 を申し出ても、不起訴記録中の記録は、見分状況書以外は刑訴法に より閲覧も謄写もできないという回答だった(見分状況書は、検察 庁で閲覧した時に初めて確認した。)。その内の1件は、当事者で ある私が申請する旨の連絡を検察庁に電話で行ったが、弁護士を介 さないと閲覧・謄写できない旨の説明を受けた。そして、検察庁の 者より、電話で弁護士会に連絡し、弁機士の者と日時を打ち合わせ の上で来庁するように指示され、検察庁の者より指示されたように 弁護士の者と日時を打ち合わせし、検察庁内で弁護士への委任状を 作成し弁護士へ手数料を払い閲覧・謄写を行った。しかし、被害者 は見分状況書に関しては当事者であれば弁護士へ委任しなくても、 閲覧・謄写できると思料する。さらに相手方の損害保険会社が自動 車安全運転センターから取り寄せた交通事故証明書の事故類型の印 の箇所が「追突」であったが、見分状況書を所持していた審査請求 人が後に調べると,正しくは「その他」に印がされるはずの事故類 型であった。それを相手方損害保険会社が数か月間所持し、相手方 が民事訴訟を提起し、書証として提示していた。損害保険会社ほど 交通事故の扱いに慣れた会社なら、事故類型の記載の過ちに気付く はずであると思われ、作成した側が誤記載に気付いたら自動車安全 運転センターから相手方の損害保険会社へ連絡が行き、訂正されて いる交通事故証明書を書証として使用するはずであり、損害保険会 社が気が付けば自動車安全運転センターに連絡し、正しく記載され た交通事故証明書を書証として使用するはずであると不思議であっ
- (コ)特定県警察本部からは、署名押印された供述調書は検察庁へ送られているという説明を何度も受けた。
- (サ) 自分でもインターネットなどで供述調書についていろいろ調べ,

基本書式、特例書式や簡約特例書式などがあることを知り、情報開示請求に至った訳だが、上記(エ)で述べた様式が被害者供述調書の簡約特例書式であった場合、それを使用するには、医師の診断内容の加療期間の見込みなどが記載された診断書に基づかないと基本書式、特例書式、簡約特例書式の判断が行えないはずである。犯罪捜査規範55条には下記aで述べるように記載がある。私が医師の診察を受けたのは、交通事故の当日である署名押印を行った日の翌日であるから、加療見込み期間などは当事者である私にも警察官にも分からないはずである。推測による自動車の速度を記載させ、負傷者の加療見込み期間を推測し使用する供述調書の用紙を選択し、それに署名押印を求めたことになる。

- a 「捜査を行うに当つては、司法警察職員捜査書類基本書式例による調書その他必要な書類を明確に作成しなければならない。 2 書類の作成に当つては、事実をありのままに、簡潔明瞭に表現することを旨とし、推測、誇張等にわたつてはならない。」
- (シ)上記(エ)や(ク)で述べたA4サイズの文書の用紙について、私が警察官から署名押印を求められた用紙の様式は、この度開示された下記aで述べる文書に記載のある文書の様式ではないのであるが、特定県警察本部へ審査請求人が署名押印を行った、(または、求められた。)文書の様式の開示を行い、開示された文書は、平成14年11月26日付け最高検企第270号の別添1に記載のある被害者供述調書(様式第4号)と同じ記載のある別記様式第4号に審査請求人と同じ氏名の署名がされ押印を行った文書が送致されているとすれば、それには交通事故の当事者である審査請求人が署名押印を行ったのではなく、審査請求人以外の者が、署名押印を行ったのではなく、審査請求人以外の者が、署名押印を行ったのではなく。
 - a 平成12年3月30日付け最高検企第84号次長検事依命通達 「「自動車による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書 類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の 全部改正について」
 - b 平成19年5月23日付け最高検企第140号次長検事依命通達「平成12年3月30日付け最高検企第84号依命通達「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の一部改正について」
 - c 平成26年5月14日付け最高検企第243号次長検事依命通達「平成12年3月30日付け最高検第84号依命通達「自動車過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例と

- して用いられる書式の統一化について」の一部改正について」
- d 平成14年11月26日付け最高検企第270号次長検事依命 通達「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜 査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」
- e 平成26年5月14日付けの最高検企第246号次長検事依命 通達「平成14年11月26日付け最高検企第270号依命通達 「自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書 式例の特例として用いられる書式について」の一部改正につい て」
- (ス)上記(エ)と(ク)で述べた文書の保管されている場所が分かる 説明を検察庁や特定県警察本部へ尋ねても保管されている場所を特 定できるような審査請求人の納得のいく回答は、得られていない。 また、刑訴法47条により不起訴記録中の供述調書は閲覧できない ため、上記(エ)と(ク)の文書が検察庁に送致されているのが、 上記(シ)で述べた様式第4号の被害者供述調書には、当事者であ る審査請求人が行っていない署名押印が行われているのか確認がで きない。刑訴法47条で閲覧できないから、意図的に日常的に行わ れているように思料することも可能である。(余談であるが、審査 請求人の知人が過失の発生する交通事故の被害に遭ったようだが、 被害者供述調書という記載がある調書を作成したようであった。こ のことから一方が100%の過失の事故について、検察庁などで定 めた様式を使用していないとも思料できる。)
- (セ)上記(エ)と(ク)で述べた文書は、相手方の過失を少なくできる文書でもあると思料できる。例えば、その文書が検察庁に送致されているとしても、送致する前に相手方の委任した者が確認を行うことも可能だと思われる(送致後も一定期間内なら確認は可能なのであろうかは分からないが。)。また、ある病院に上記(ク)で述べた交通事故に遭った後、審査請求人が全く発言していない過失が変わるようなことが記載されていたりした。この病院も相手方の損害保険会社を審査請求人へ訪ねて来た病院である。(通常なら、自分で治療費を支払い、後日事故の相手方や相手方の加入している自賠責保険に請求するか、相手方が賠償に対する任意保険を掛けてあれば、その損害保険会社と話し合い病院が損害保険会社などから医療関係費を直接受領するか、第三者行為による傷病届などを健康保険提出し健康保険を使用するかの判断を尋ねるものである。)
- (ソ) 相手方が被害者に支払う賠償金など任意保険を掛けていたら、弁 護士に委任して裁判にかかる印紙代やその他訴訟に係る費用や弁護 士に掛かる費用を負担してまで加害者に対し訴訟の提起をするだろ

うか。相手方が100%の過失なら弁護士費用を補う任意保険を掛けていても、弁護士などに掛かる費用などを補う保険金は支払われないはずである。上記(ケ)で述べた訴訟とは異なるが、審査請求人に対し相手方は弁護士へ訴訟を委任し弁護士必携と書かれた赤い本の基準より著しく低い金額を提示しながら債務不存在確認請求事件を提起しているのであることも不思議でならない。印紙代など実費を負担しているのであろうか。それとも相手方損害保険会社が印紙代などを負担しているのであろうか。審査請求人が署名押印を求められた文書が関係して本来なら補えないはずである弁護士や裁判などに掛かる費用を補える保険で負担しているのであろうかなどと思料する日々が続いている。

(タ)上記(エ)で述べた交通事故では,交通事故の翌日に,病院へ診 察を受けに行ったが、相手方の損害保険会社と連絡が取れないと診 察ができない旨を病院から申し立てられ、相手方の任意保険の代理 店の者から事故当日に連絡が入っていたため、代理店の者に連絡を 行い相手方損害保険会社が連絡をとることができてから受診できた。 そして、診断書には加療見込み期間が記載してあったが、相手方の 損害保険会社が審査請求人と示談交渉を拒み、相手方に弁護士を紹 介し、相手方と弁護士が作成した訴状委任状の日付は、病院が作成 した加療見込み期間の最終日であった。相手方の損害保険会社と病 院とで打ち合わせを行い、上記(エ)にて述べた文書を確認し弁護 士に掛かる費用や訴訟に掛かる費用について,負担が無いことを分 かっていたうえで相手方は弁護士に委任したと思料できる。このこ とから、上記(エ)の文書については、100対0の過失割合を少 しでも変えることを目的としたように思える行為だと思料している。 また、上記(ク)で述べた文書については、その他の目的もあった 文書だと思料している。

また、年度は異なるが同月同日ほぼ同じ時間に相手方の過失が100%の交通事故の被害に2度あったことを述べているが、新たなる診断書が作成された場合、提出されるよう警察官から言われたことはないことも述べておく。交通事故に対しては、ある組織を中心に多数の機関の間において何か協定を結ばれているとも思料している。

(チ) 行政文書の開示において警察庁、都道府県警察やインターネット で公開されている文書と同等の内容と思料できる文書を開示してい るのに対し、最高検察庁が不開示したことと諮問庁のその理由説明 書から、審査請求人の上記(ア)から(タ)で述べた不思議な出来 事に係る審査請求人には知られたくないことなのであろうかと思料 してしまう次第である。

ウ結論

(ア)上記のとおり、不開示された情報は、公にされている情報であり、公にされても犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことのないと思われる情報であるから、警察庁や都道府県警察などは法5条4号に該当しない情報と判断して簡約特例書式の適用条件について全部を公にしている情報であるため、法5条4号に該当しないと思われ原処分を取り消し、審査請求人の申立てを認容するよう申し入れる。また、行政不服審査法は、行政庁の違法又は不当な処分に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としている。これは憲法上国民に保障されている知る権利に該当する。諮問庁が不開示とした情報が法5条4号に該当する情報であるなら、審査請求人が同じ内容であると思料する情報を警察庁や都道府県警察が公にしている情報は、法に違反している可能性があるとも思料できる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、「最高検察庁が警察官宛てに発出した、交通事故の際に使用する調書の様式が含まれる特例書式と簡約特例書式に関する行政文書(特定年月日A時点のもの、特定年月日B時点のもの)」を対象とした開示請求である。

(2)処分庁の決定

処分庁は、5件の行政文書を対象文書として特定し、このうち4件の行政文書を全部開示した上、「平成14年11月26日付け最高検企第270号次長検事依命通達「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」」(本件対象文書)について、法5条4号に該当するとして一部開示決定(原処分)を行ったものである。

2 諮問庁の判断及び理由

(1)諮問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、本件対象文書の不開示部分について、「公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報(法5条4号)に該当はしない」として、原処分を取り消すことを求めているところ、諮問庁に

おいては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のと おり理由を述べる。

(2) 不開示情報該当性について

本件対象文書は、簡約特例書式及び当該書式の具体的な適用基準について記載されている文書である。

当該書式は、司法警察職員の作成する捜査書類において、標準となる 書式の特例として用いられる書式を更に簡約化した書式として定められ たものであり、自動車事故による過失運転致傷事件等のうち、刑の免除 が相当であるような軽微な事件に適用される書式である。

よって、その具体的な適用基準が明らかになると、特定の事件について、当該書式が適用される事件に該当するか否かを判断できるようになり、その結果、当該事件の処分において刑の免除がなされるか否かという予想が容易に可能となると考えられる。

この点、本件対象文書の不開示とした部分は、事件の処分基準として公にされているものではなく、また、一般的に予想し得るものであるともいえないことから、公にすることにより、特定の事件について、どのような場合に簡約特例書式が適用されるのかという実質的な処理基準が明らかになり、当該書式が適用される範囲内の事件であれば軽い処分に当たるとの判断から、被疑者において、同乗者や目撃者に対して、自己に有利となるよう虚偽の申告をするよう求めるなどといった不当な働きかけをするおそれがあることに加え、当該基準に依拠して、実際よりも軽い態様の過失であったとするような虚偽の申立てや弁解を誘発してご認を引き起こすおそれがあるほか、被害者においても、自己が被害に遭った事件が当該書式が適用される事件として処理されることを理由として、捜査への協力拒否を引き起こすなどのおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当し、不開示とすべきであるといえる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件対象文書と同一の文書又は同等の内容が記載された文書がインターネット上で公開されていること、また、同人が警察庁に対して行政文書の開示請求を行った際に全部開示された文書の内容をもとに、本件対象文書における不開示部分の内容を推測可能であることから、原処分を取り消し、全部開示決定がなされるべきである旨主張していると考えられる。

この点、インターネット上で審査請求人のいう文書が閲覧できること のみをもって本件対象文書の情報が公になっているとはいえず、また、 行政文書の開示又は不開示決定は、各行政機関が、開示決定等の時点に おける社会情勢、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情によ って、開示請求があった都度、判断すべきものであるため、前記のとおり不開示情報に該当する本件対象文書を処分庁において全部開示する理由にはならない。

3 結論

以上のとおり、本件対象文書の不開示とした部分は、公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を 及ぼすおそれがある情報(法5条4号)に該当するため、原処分は妥当で ある。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年8月18日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年9月4日 審議

④ 同月26日 審査請求人から意見書及び資料を収受

⑤ 同年10月31日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年12月12日 審議

⑦ 平成30年2月27日 審議

8 同年3月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「最高検察庁が警察官宛てに発出した、交通事故の際に使用する調書の様式が含まれる特例書式と簡約特例書式に関する行政文書(特定年月日A時点のもの、特定年月日B時点のもの)」の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし文書5を特定した上で、そのうち文書1ないし文書3及び文書5は全部開示したが、文書4(本件対象文書)についてはその一部を法5条4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分を開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の法5条4号該当性について

(1)諮問庁の説明の要旨

本件対象文書は、簡約特例書式及び当該書式の具体的な適用基準について記載されている文書である。

当該書式は、司法警察職員の作成する捜査書類において、標準となる 書式の特例として用いられる書式を更に簡約化した書式として定められ たものであり、自動車事故による過失運転致傷事件等のうち、刑の免除 が相当であるような軽微な事件に適用される書式である。

よって、その具体的な適用基準が明らかになると、特定の事件について、当該書式が適用される事件に該当するか否かを判断できるようになり、その結果、当該事件の処分において刑の免除がなされるか否かという予想が容易に可能となると考えられる。

この点、本件対象文書の不開示とした部分は、事件の処分基準として公にされているものではなく、また、一般的に予想し得るものであるともいえないことから、公にすることにより、特定の事件について、どのような場合に簡約特例書式が適用されるのかという実質的な処理基準が明らかになり、当該書式が適用される範囲内の事件であれば軽い処分に当たるとの判断から、被疑者において、同乗者や目撃者に対して、自己に有利となるよう虚偽の申告をするよう求めるなどといった不当な働きかけをするおそれがあることに加え、当該基準に依拠して、実際よりを軽い態様の過失であったとするような虚偽の申立てや弁解を誘発して否認を引き起こすおそれがあるほか、被害者においても、自己が被害に遭った事件が当該書式が適用される事件として処理されることを理由として、捜査への協力拒否を引き起こすなどのおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の維持、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当し、不開示とすべきであるといえる。

(2)検討

ア 本件対象文書の不開示部分には、簡約特例書式が適用される場合の 具体的な適用基準が記載されていると認められるところ、これが事件 の処理基準として公にされているものではない旨の上記(1)の諮問 庁の説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、これを公にすると、特定の事件について、どのような場合に簡約特例書式が適用されるのかという実質的な処理基準が明らかになり、当該書式が適用される範囲内の事件であれば軽い処分に当たるとの判断から、被疑者において、同乗者や目撃者に対して、自己に有利となるよう虚偽の申告をするよう求めるなどといった不当な働きかけをするおそれがあることに加え、当該基準に依拠して、実際よりも軽い態様の過失であったとするような虚偽の申立てや弁解を誘発して否認を引き起こすおそれがあるほか、被害者においても、自己が被害に遭った事件が当該書式が適用される事件として処理されることを理由として、捜査への協力拒否を引き起こすなどのおそれがある旨の上記(1)の諮問庁の説明は、首肯できる。

イ なお、警察庁や都道府県警察が本件対象文書と同様の文書について 全部開示していることと対比して原処分が不当であるという趣旨の審 査請求人の主張に鑑み、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させ たところ、諮問庁は、検察官に対して事件を送致し、その後は検察官の指揮を受けて捜査を行う警察にとっては、簡約特例書式の意味は主として検察官に事件を送致する場合の区分にすぎないが、検察官にとっては、公訴権ないし起訴裁量権の適正な行使や公訴の遂行、なかんずく量刑に関する立証・意見の表出の在り方に密接に関係するものであり、本件不開示部分を公にすると、公訴権を独占する検察官が必要とする適正な捜査が妨げられ、検察官による適正な公訴権ないし起訴裁量権の行使や適正な公訴の遂行、なかんずく量刑に関する立証・意見の表出を妨げられ、正当な刑の実現が妨げられるおそれがある旨説明する。

この点、刑事訴訟法上、被疑者を起訴するかしないかを決定する公訴権ないし起訴裁量権は検察官のみが持ち、さらに、裁判において公訴を遂行し、法令の正当な適用を裁判所に請求し、量刑に関する立証を行い意見(求刑)を述べることが検察官のみの権限であることに照らせば、上記の諮問庁の説明は、首肯できる。そして、法においては、開示請求を受けた各行政機関の長が、対象となる行政されては、開示請求を受けた各行政機関の長が、対象となる行政であるところ、仮に対象となる文書に同一又は類似の情報が記録されていたとしても、当該文書を保有している行政機関が異なれば、当該情報の持つ意味合いが異なることは当然にあり得るから、行政機関ごとに異なる決定がなされることは起こり得ることである。

したがって、先行する行政機関や地方公共団体の開示決定等により、 直ちに特定の情報に一般的な公表慣行が認められるとは限らないか ら、審査請求人の上記の主張は採用できない。

- ウ また、審査請求人は、本件対象文書と同一の文書又は同等の内容が 記載されたと思料される文書について、弁護士事務所などがインター ネット上で公開していることにより、不開示部分の情報は既に公にな っているから開示すべきである旨も主張するが、これらのインターネ ット上の情報は、最高検察庁が公にした情報ではなく、したがって、 弁護士事務所などが独自の判断に基づいてインターネット上で公開し ているものと認められ、そこに掲載された情報が直ちに公表慣行を基 礎付けるものとはいえないから、審査請求人の上記の主張は採用でき ない。
- エ 以上によれば、本件不開示部分については、これを公にすると、公 訴権を独占する検察官が必要とする適正な捜査が妨げられ、その結果、 検察官による適正な公訴権ないし起訴裁量権の行使や適正な公訴の遂 行、なかんずく量刑に関する立証・意見の表出を妨げられ、正当な刑

の実現が妨げられるおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法 5 条 4 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する ものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号に該当す るとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該 当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

(第1部会)

別紙

- 文書 1 平成 1 2 年 3 月 3 0 日付け最高検企第 8 4 号次長検事依命通達 「「自動車による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類 基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の全部 改正について」
- 文書 2 平成 1 9 年 5 月 2 3 日付け最高検企第 1 4 0 号次長検事依命通達 「平成 1 2 年 3 月 3 0 日付け最高検企第 8 4 号依命通達「自動車等に よる業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特 例として用いられる書式の統一化について」の一部改正について」
- 文書3 平成26年5月14日付け最高検企第243号次長検事依命通達 「平成12年3月30日付け最高検企第84号依命通達「自動車運転 過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として 用いられる書式の統一化について」の一部改正について」
- 文書 4 平成 1 4 年 1 1 月 2 6 日付け最高検企第 2 7 0 号次長検事依命通達 「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」
- 文書 5 平成 2 6 年 5 月 1 4 日付け最高検企第 2 4 6 号次長検事依命通達 「平成 1 4 年 1 1 月 2 6 日付け最高検企第 2 7 0 号依命通達「自動車 運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例と して用いられる書式について」の一部改正について」